

下水道使用料算定の 基本的な考え方について

令和7年7月24日
第2回上下水道事業経営審議会

1. 下水道使用料体系について

(1)本市の状況

本市の下水道使用料 = 「基本料金」 + 「従量料金」で構成

基本料金 : 排除量（使用量）に関わりなく一律に賦課される使用料

従量料金 : 排除量（使用量）に応じて賦課される使用料

現行下水道使用料表 (1か月あたり・税抜)

基本料金	従量料金	
	排除量	単 価
① 200円	0～10m ³	45円
	② 11～20m ³	80円
	21～30m ³	105円
	31～50m ³	130円
	51～200m ³	150円
	201～500m ³	175円
	501m ³ ～	190円

下水道使用料計算方法 (1か月あたり20m³使用時)

【基本料金】

200円 … ①

【従量料金】

45円×10m³ = 450円

80円×10m³ = 800円

450円 + 800円 = 1,250円 … ②

① + ② = **1,450円**

(1か月の下水道使用料額・税抜き)

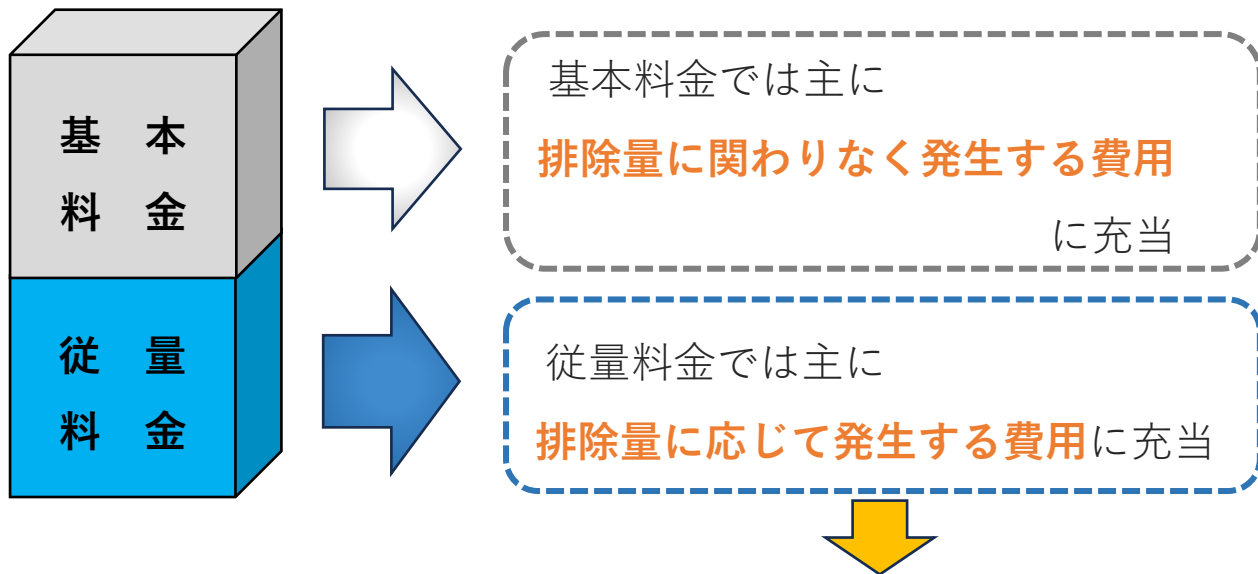
1. 下水道使用料体系について

(2)基本料金・従量料金のそれぞれの特徴

構成要素	特 徴
基本料金	・ 排除量の増減による影響を受けず、安定収入が見込める ・ 大口、小口利用に関係なく定額で、設備を維持するための費用を負担いただける
従量料金	・ 今後の人口減少社会を見据えると、従量料金の依存度が高いと、経営が不安定になる ・ 排除量に応じた料金設定とすることにより、使用者負担の公平性を確保できる

1. 下水道使用料体系について

(3)基本料金・従量料金で充当すべき経費

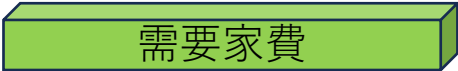


基本料金・従量料金の設定にあたっては、最初に**使用料対象経費を性質別に分解する**必要があります。

2. 使用料対象経費の分解について

下水道使用料の算定に当たっては、公益社団法人日本下水道協会が発行する「下水道使用料算定の基本的考え方」に準じて、作業を進めていきます。

使用料対象経費を「需要家費」、「固定費」、「変動費」の3つに分解します。



需要家費

下水道使用量とは関係なく、**下水道使用者の存在によって発生する費用**

例) 検針経費、調定事務経費等

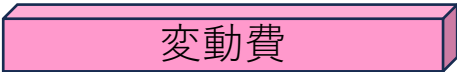


固定費

下水道使用量とは関係なく、下水道施設の規模に応じて**固定的に必要となる費用**

例) 給料、減価償却費、支払利息

※使用料対象経費の大部分を占めます。



変動費

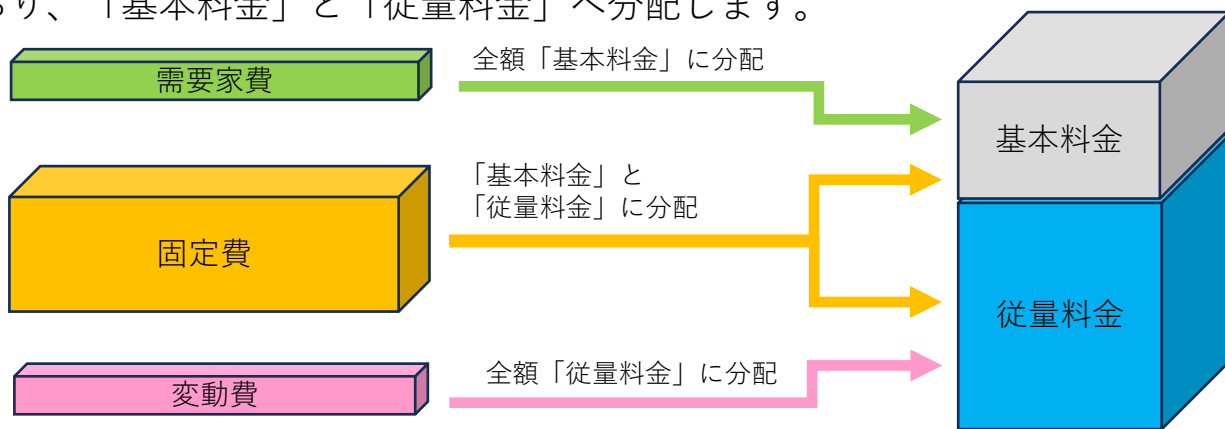
下水道使用量の増減に応じて変動する費用

例) 動力費、薬品費

3. 基本料金・従量料金への分配について

(1)基本料金・従量料金への分配について

使用料対象経費の「需要家費」、「固定費」、「変動費」への分解後、以下のとおり、「基本料金」と「従量料金」へ分配します。



需要家費（）：下水道使用者の存在によって発生する費用であるため、**基本料金**に分配

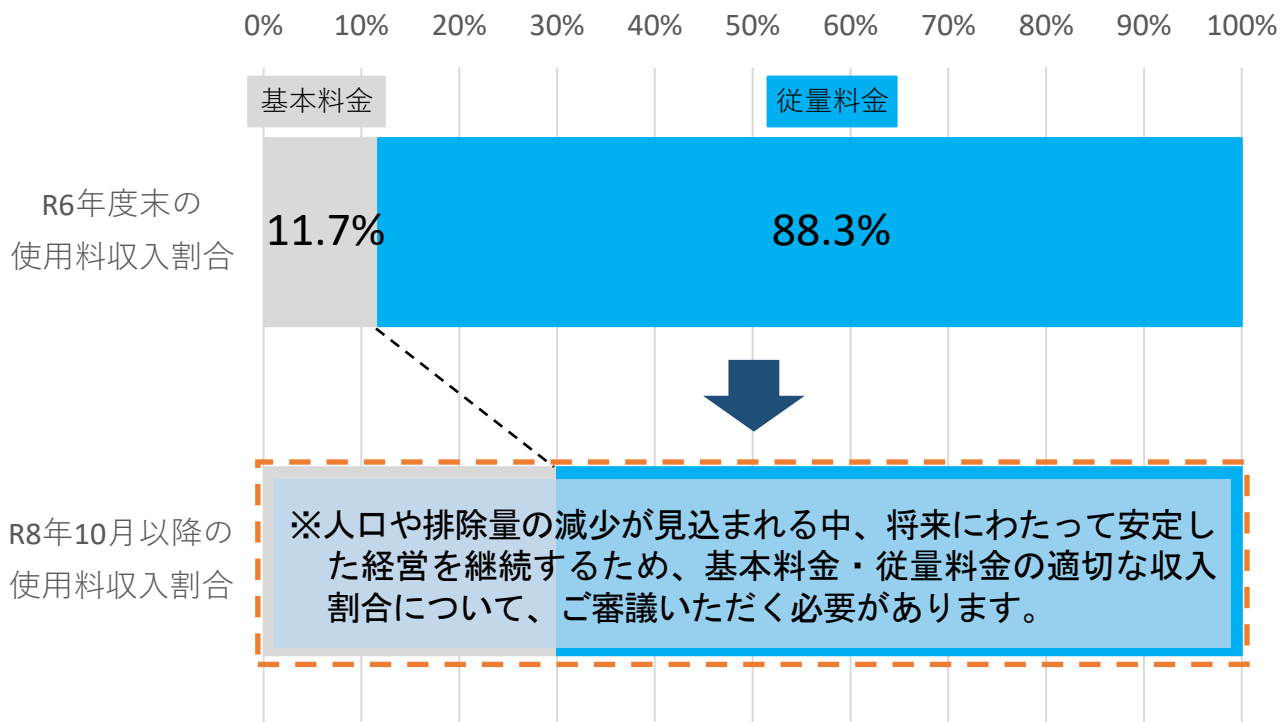
固定費（）：固定的に必要となる費用であるため、基本料金への分配が望ましいが、経費に占める固定費の割合が大きく、全てを分配すると基本料金が高額となる。よって、基本料金と従量料金のバランスなど、事業の実態を勘案して分配することが妥当

変動費（）：下水道使用量の増減に応じて変動する費用であるため、**従量料金**に分配

3. 基本料金・従量料金への分配について

(2)基本料金・従量料金の適切な収入割合について

固定費の分配を通じて、基本料金・従量料金の適切な収入割合を検討します。



4. 下水道使用料体系に係る審議・検討事項について

下水道使用料体系の設定（使用料表の改定）に係る検討項目

現行の下水道使用料（1か月あたり／税抜き）

用 途	基本料金	従量料金	
		排除量	単 価
家事用 その他	200円	0～10m ³	45円
		11～20m ³	80円
		21～30m ³	105円
		31～50m ³	130円
		51～200m ³	150円
		201～500m ³	175円
		501m ³ ～	190円
公衆浴場用	1,000円 (基本水量100m ³ 含む)	101m ³ ～	15円

【検討項目①】

基本料金
単価

【検討項目②】

排除量
区分

【検討項目③】

従量料金
単価

4. 下水道使用料体系に係る審議・検討事項について

【検討項目①】 基本料金単価

現行の下水道使用料 (1か月あたり／税抜き)	
用 途	基本料金
家事用 その他	200円
公衆浴場用	1,000円 (基本水量100m ³ 含む)



R8年10月以降の下水道使用料 (1か月あたり／税抜き) 【検討項目①】	
用 途	基本料金
家事用 その他	※各用途の基本料金 単価をどのように 設定するか、ご審 議いただきます。
公衆浴場用	円 (基本水量 m ³ 含む)

基本料金・従量料金の収入割合を設定し、それを基に基本料金単価を検討します。

4. 下水道使用料体系に係る審議・検討事項について

【検討項目②】 排除量区分

現行の下水道使用料 (1か月あたり／税抜き)	
用 途	従量料金
	排除量
家事用 その他	0～10m ³
	11～20m ³
	21～30m ³
	31～50m ³
	51～200m ³
	201～500m ³
	501m ³ ～
公衆浴場用	101m ³ ～



R8年10月以降の下水道使用料 (1か月あたり／税抜き) 【検討項目②】	
用 途	従量料金
	排除量
家事用 その他	0～ m ³
	～ m ³
	※従量料金における 排除量区分をどの ように設定するか、 ご審議いただきます。
	～ m ³
	～ m ³
	～ m ³
	～ m ³
公衆浴場用	m ³ ～

大口使用者・小口使用者の負担割合の公平性を確保できるような排除量区分を検討します。

4. 下水道使用料体系に係る審議・検討事項について

【検討項目③】 従量料金単価

現行の下水道使用料 (1か月あたり／税抜き)		
用 途	従量料金	
	排除量	単 価
家事用 その他	0～10 ^{m³}	45円
	11～20 ^{m³}	80円
	21～30 ^{m³}	105円
	31～50 ^{m³}	130円
	51～200 ^{m³}	150円
	201～500 ^{m³}	175円
公衆浴場用	501 ^{m³} ～	190円
	101 ^{m³} ～	15円



R8年10月以降の下水道使用料 (1か月あたり／税抜き) 【検討項目③】		
用 途	従量料金	
	排除量	単 価
家事用 その他	0～ ^{m³}	円
	～ ^{m³}	円
	※【検討項目②】にて設定した各排除量区分に、従量料金単価をどのように設定するか、ご審議いただきます。	
公衆浴場用	^{m³} ～	円

大口使用者・小口使用者の負担割合の公平性を確保できるような単価設定を検討します。